

令和5年度

日田市地域公共交通確保維持協議会（書面開催）

令和5年4月

# 次 第

## 1. 令和5年度 日田市地域公共交通確保維持協議会（書面開催）

### <議 題>

市内循環バスひたはしり号 A コースの運行内容の見直しについて・・・1～

## <議案>

### 市内循環バスひたはしり号 A コースの運行内容の見直しについて

日田市コミュニティバス「市内循環バスひたはしり号」Aコースについては、令和 5 年 2 月 13 日のダイヤ改正以降、積み残しの状況が発生したことにより、乗車できなかったお客様を輸送するための臨時的な措置としてタクシーによる運行対応を行いながら抜本的な見直しを検討してきた。

ダイヤ改正から間もないこと、住民の混乱を避けるため事前に十分な周知期間が必要であること、関係機関との調整、手続きも必要となってくることなどから、下記のとおり 2 段階により運行を見直すもの。

#### 【運行の変更内容】

A コースの 1 日のダイヤのうち、これまでの実績に基づき積み残しが発生する可能性の高い便については、ポンチョ車両（25 人乗り）の運行とし、それ以外の便についてハイエース車両（11 人乗り）の運行とする。

ポンチョ車両による運行の便については、長者原団地入口の坂を上ったところ（市道）で、スイッチバックによる転回を行うこととなる。（長者原団地第二バス停までの運行となり、長者原団地第一バス停までは運行しない）

なお、石井町二丁目自治会からの同意は得ている。

#### （5 月 1 日～7 月末）

- 1～4 便（午前便）についてはポンチョ（25 人乗り）による運行。
- 5～10 便（午後便）についてはハイエース車両（11 人乗り）による運行。
  - ※12 時～13 時の昼休みに車両乗り換えを行う。
- 5 便目以降、積み残しが発生した場合は、引き続き、日田市タクシー協会に依頼し、タクシーによりお客様の目的のバス停までの運行を実施。
  - ※九州運輸局より道路運送法第 21 条に基づく臨時的な許可を受け運行（延長）。

#### （8 月 1 日～ダイヤ改正予定）

- 1 便についてはハイエース車両（11 人乗り）による運行。
- 2 便～5 便についてはポンチョ（25 人乗り）による運行。
- 6～10 便についてはハイエース車両（11 人乗り）による運行。
  - ※車両乗り換えに要する時間をダイヤに反映する。
  - ※今後の利用状況によっては、6 便についてポンチョによる運行を検討。

事業用自動車の種別、乗車定員、総数

種別	所属営業所	車名	乗車定員	総数
普通	日田営業所	日野	25人	1両
普通	日田営業所	日野	25人	1両
普通	日田営業所	トヨタ	11人	1両
普通	日田営業所	日野	29人	1両

運行系統に配置する事業用自動車の総数、常用車及び予備車の数並びに所属する営業所

番号	運行系統			運行便	配置車両数			
	起点	経過地	終点		常用車	予備車	所属営業所	
A	(A-1)	日田 BT	竹田新町・中ノ島町・ 長者原団地・中釣町	日田 BT	1便目 ～4便目	1 (日野)	1	日田営業所
	(A-2)				5便目 ～10便目	1 (トヨタ)	1	日田営業所
B	日田 BT	限温泉街・誠和町・ 日田 BT・市役所前・ 総合運動公園	日田 BT	1便目 ～10便目	1 (日野)	1	日田営業所	
C	日田 BT	豆田町・三隈高校前・ 清岸寺町・日田駅北広場	日田 BT	1便目 ～10便目	1 (日野)	1	日田営業所	

<4月10日現在の積み残し状況まとめ>

- 2月13日～4月10日の57日間で積み残しが発生した日は18日間。
- 積み残し人数の合計は90人。(うち、2/17の16人については日田商工会議所前から乗車した女性団体の体験乗車)
- 1ヵ月間の1日あたりの平均積み残し人数は約1.6人。
- 積み残しは、1日10便あるダイヤのうち、2便目(9:00～)、3便目(10:00～)、4便目(11:00～)、5便目(13:00～)、6便目(14:00～)で発生しており、最も多いのは4便目で、これまで合計49名が積み残しの状況となった。
- 2月22日からの積み残し対応におけるタクシー利用者の合計は40人。

# 口積み残し人数調査

合計人数：

90人

系統	月	日付	曜日	1便目		2便目		3便目		4便目		5便目		6便目		7便目		8便目		9便目		10便目		日付 合計	備考
				左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右		
ひたほしりAコース	2月	13日	月	7:58				10:00		11:00	2	13:00		14:00		15:00		16:00		17:00		18:00	2人	11:03「商工会議所前」・11:06「玉川町」	
ひたほしりAコース		14日	火									1											1人	13:17「十二町」	
ひたほしりAコース		15日	水		3																		3人	9:34「日隈公民館前」・9:40「向新治」2人	
ひたほしりAコース		16日	木									1	2										3人	13:10「商工会議所前」・14:43「十二町」2人	
ひたほしりAコース		17日	金							16													16人	11:03「商工会議所前」※女性団体体験乗車 Aコース・Bコース乗車	
ひたほしりAコース		18日	土		2					12													14人	9:30「三隈橋北」2人・11:23「三隈橋北」4人	
ひたほしりAコース		19日	日								5												5人	11:30「長者原」4人・11:33「石井町1丁目」4人	
ひたほしりAコース		20日	月							2	2												4人	13:10「商工会議所前」4人・13:25「石井」1人	
ひたほしりAコース		21日	火		2																		2人	11:18「石井」2人・13:32「天領水の宿」2人	
ひたほしりAコース		22日	水		1				3														4人	9:26「三隈橋北」1人・9:27「三隈中前」1人 9:28「三隈橋北」1人・11:08「新治」1人 11:13「中釣南」1人・11:19「五和振興セ」1人	
ひたほしりAコース		23日	木																				0人	無し	
ひたほしりAコース		24日	金																				0人	無し	
ひたほしりAコース		25日	土																				0人	無し	
ひたほしりAコース		26日	日																				0人	無し	
ひたほしりAコース		27日	月						2														2人	11:00「日田バスターミナル」2名	
ひたほしりAコース		28日	火				3																3人	10:08「天領水の宿」3名	
ひたほしりAコース	3月	1日	水																				0人	無し	
ひたほしりAコース		2日	木																				0人	無し	
ひたほしりAコース		3日	金				4	4				4											8人	10:20「長者原団地」・10:26「三隈橋北」 10:30「岩尾整形外科病院前」2名・13:00「日田BT」 13:01「中央通り」・13:24「日隈公民館前」2名	
ひたほしりAコース		4日	土																				0人	無し	
ひたほしりAコース		5日	日																				0人	無し	
ひたほしりAコース		6日	月																				0人	無し	
ひたほしりAコース		7日	火																				0人	無し	
ひたほしりAコース		8日	水																				0人	無し	
ひたほしりAコース		9日	木																				0人	無し	
ひたほしりAコース		10日	金																				0人	無し	
ひたほしりAコース		11日	土																				0人	無し	
ひたほしりAコース		12日	日																				0人	無し	
ひたほしりAコース		13日	月																				0人	無し	

系統	月	日付	曜日	1便目		2便目		3便目		4便目		5便目		6便目		7便目		8便目		9便目		10便目		日付 合計	備考	
				左	右	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左			右
				7:58	9:00	10:00	11:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00													
ひたほしりAコース		14日	火																				0人	無し		
ひたほしりAコース		15日	水																				0人	無し		
ひたほしりAコース		16日	木																				0人	無し		
ひたほしりAコース		17日	金																				0人	無し		
ひたほしりAコース		18日	土				7																7人	11:03「玉川町」「石井町一丁目」「中の島町」「鏡坂」3人 11:20「十二町」		
ひたほしりAコース		19日	日																				0人	無し		
ひたほしりAコース		20日	月																				0人	無し		
ひたほしりAコース		21日	火																				0人	無し		
ひたほしりAコース		22日	水																				0人	無し		
ひたほしりAコース		23日	木																				0人	無し		
ひたほしりAコース		24日	金			2																	2人	9:25「河津内科前」9:30「日隈公民館前」		
ひたほしりAコース		25日	土																				0人	無し		
ひたほしりAコース		26日	日																				0人	無し		
ひたほしりAコース		27日	月							1													1人	13:05「商工会議所前」		
ひたほしりAコース		28日	火																				0人	無し		
ひたほしりAコース		29日	水																				0人	無し		
ひたほしりAコース		30日	木																				0人	無し		
ひたほしりAコース		31日	金																				0人	無し		
ひたほしりAコース	4月	1日	土																				0人	無し		
ひたほしりAコース		2日	日																				0人	無し		
ひたほしりAコース		3日	月			3						1											4人	9:25「商工会議所」9:35「中釣町北」2人 13:00「日田BT」		
ひたほしりAコース		4日	火																				0人	無し		
ひたほしりAコース		5日	水																				0人	無し		
ひたほしりAコース		6日	木																				0人	無し		
ひたほしりAコース		7日	金																				0人	無し		
ひたほしりAコース		8日	土																				0人	無し		
ひたほしりAコース		9日	日																				0人	無し		
ひたほしりAコース		10日	月				5			4													9人	11:01「中央通り」11:03「パトリア前」11:05「岩尾整形外科病院前」11:07「十二町」11:29「泉」 13:32「中の島町」2人 13:32「天領水の宿」2人		

90人

## 市内循環バスひたはしり号「長者原団地第二」停留所 位置の変更見取図



※長者原団地第二バス停でスイッチバックによる転回を行うため、バス停で待つ利用者の安全性を考慮し、バス停の位置を変更するもの。

## 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期: 令和5年1月27日～令和7年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	ハラダ ケイスケ 原田 啓介	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	タカハラ サトル 高原 哲	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	ホンダ サトシ 本田 哲	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
4	委 員	日田市タクシー協会	イシカワ ナオフミ 石川 尚文	日田市タクシー協会会長	
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	フキ ノリアキ 脇 紀昭	大分県バス協会専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	ワタナベ ケンイチ 渡邊 憲一	大分県タクシー専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	イマダ ジン 今田 隼	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	シモジウ ミツル 下城 実	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	モリタカ シゲハル 森高 重春	日田市自治会連合会 副会長	
10	委員 (職務代理者)	住民又は利用者の代表	ハシモト ナリト 橋本 成人	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
11	委 員	大分県西部振興局	カワノ ケイジ 河野 圭史	大分県西部振興局長	
12	委 員	大分県日田土木事務所	カシワラ シュウジ 梶原 修治	大分県日田土木事務所長	
13	委 員	大分県日田警察署	マスタニ コウジ 栢谷 康治	大分県日田警察署長	
14	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	ナカヤマ トシフミ 中山 敏章	日田市企画振興部長	
15	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	キスガサ ユウジ 衣笠 雄司	日田市福祉保健部長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	イシバン ナオキ 石橋 直樹	日田市商工観光部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	マツキ ヒロカズ 松木 弘和	日田市土木建築部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	タカクラ ヤスノリ 高倉 保徳	日田市教育次長	
19	委 員	学識経験者	オオイ ヒサシ 大井 尚司	大分大学経済学部教授	

日田市地域公共交通確保維持協議会規約

平成23年5月30日制定

(目的)  
第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)  
第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)  
及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進実施計画」という。)  
の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号)第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画(以下「確保維持改善計画」という。)  
の策定に関する事項

(協議事項)

- 第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 交通計画、利便増進実施計画及び確保維持改善計画の策定並びに変更の協議に関する事項
  - (2) 交通計画、利便増進実施計画及び確保維持改善計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
  - (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業並びに確保維持改善計画に定められた事業の実施に関する事項
  - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関する事項
  - (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
  - (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
  - (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)
- (4) 日田タクシー協会
- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車運転者の組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局
- (11) 大分県日田土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 字職経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

(会長及び職務代理人)

- 第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は構成員の3分の2以上の出席(代理出席及び委任出席を含む。)により成立する。
- 3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生

じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第9条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、日田市まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第12条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、平成25年1月31日とする。

附 則

- 1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。
- 2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。
- 3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。
- 4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。
- 5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。
- 6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、令和7年3月31日とする。